

### 第3回町田市市民センター等のあり方検討委員会 議事録（要旨）

日時： 2020年10月21日（水）15時00分～17時00分  
場所： 町田市市庁舎3階 第1委員会室  
出席者： 磯崎委員、神山委員、安達委員、竹島委員、大倉委員、實方委員、佐野委員、栗原委員  
（欠席：前田委員）  
事務局： 樋口市民部長、中村市民総務課長  
（市民総務課）松井、勝野  
オブザーバー： 中坪市民協働推進課長、山之内南市民センター長

次第： 1 第2回検討委員会の振り返り  
2 報告  
・ワークショップ等の実施状況について  
3 議事  
（1） 計画の構成について  
（2） 行政窓口・集会施設の行政サービスのあり方について  
4 その他

資料： ・資料1：ワークショップ・インタビュー等の取り組み状況  
・資料2：「（仮称）町田市市民センター等の未来ビジョン」構成イメージ（Ver2）  
・資料3：市民センター等の「あるべき姿」検討概要  
・参考資料1：「（仮称）町田市新たな学校づくり推進計画」の検討状況について  
・参考資料2：2019年度地区協議会活動報告会  
・参考資料3：町田市地域活動サポートオフィス

#### 1 第2回検討委員会の振り返り

○事務局より、第2回の議事録案を確認しつつ、内容を振り返る。

（質疑）

##### ■委員

資料3「市民センター等の「あるべき姿」検討概要」のアンダーラインはどのような意味か。

##### ■事務局

資料3は後ほど説明させていただきたいが、アンダーラインのところは頂戴した意見のうち議論にあった“あるべき姿”のご意見を反映している。

○委員長より議事録案を、確定版にすると宣言。

○事務局より、第2回検討委員会での確認事項である学校活用及び地区協議会の運営情報について、参考資料1「（仮称）『町田市新たな学校づくり推進計画』の検討状況について」により説明。

(質疑)

■委員長

学校開放について、授業活動を行っているときは対応できないということはわかるが、教育活動を行っていないときの学校施設の管理はどうなっているのか。特に土日は、使いたいという話があるときにどうすれば使えるのか、管理体制の方はいかがか。

■事務局

現状の学校開放を行っている施設については例としてお話したもので、そもそも全ての学校で行われているわけではない。基本的に学校側にはなるべく学校開放対応をやっていけたらよいの考えはあるが、ご指摘のとおり学校側の管理体制に課題があると認識している。具体的にどのようにやっていくのかということになる。

■委員長

土日や夜間、職員不在が多い時間等の現状はどうなっているのか。

■事務局

実際の学校開放のため、多くの場合は副校長が出勤して対応している。きちんとエリアが分けられている施設では管理員が鍵を開ける対応のみで良いという場合もあるが、地域のさまざまな要望に応えるにあたっては、多くの場合は副校長が出てきて対応している状況である。学校開放に人を割くことがなかなか難しいという状況の中で、地域の要望にパーフェクトにお答えできないという実情があると考えている。さらに開放するには、体制づくりが前提となってくると思う。

■委員長

教員の働き方改革の中で、教員の負担が増えるのは問題となる。他にどうか。

■委員

町田市新たな学校づくり審議会の副会長を務めているが、検討のなかで災害等の際には当然ながら学校は開放してもらおうということであると思うが、学校活用については新たな学校づくりの流れになっていくのか。

■委員長

今回提出したものはあくまで学校利用に関する参考資料となっており、学校の運用と市民センターのあり方は別の検討となる。

■事務局

委員長と認識は同じである。

○オブザーバーより、地区協議会及び町田市地域サポートオフィスについて、参考資料2「2019年度地区協議会活動報告会」及び参考資料3「町田市地域活動サポートオフィス」により説明。

○委員より質疑なし。

## 2 報告 ワークショップ等の実施状況について

○事務局より、第3回検討委員会までに実施したワークショップなどの実施状況および結果について報告。

○委員より質疑なし。委員長が報告を受けたことを確認して、次の議題へ。

### 3 議事

#### (1) 計画の構成について

○事務局より、資料2「(仮称) 町田市市民センター等の未来ビジョン」構成イメージ (Ver2)」により説明を行った。

#### (2) 行政窓口・集会施設の行政サービスのあり方について

○引き続き事務局より、資料3「市民センター等の「あるべき姿」検討概要」により説明を行った。

(質疑・意見)

##### ■委員

デジタル化により、証明書や印鑑証明等自体が不要となってくるのではないか。窓口のあり方が変わると、それに対する説明や新たな相談も増えてくるのではないか。外国人も増えてきて、複雑な手続き的なことがわからないと相談窓口が必要になることもある。

##### ■委員

相談機能ということが重要になってくると認識している。実際の相談に対して回答する方がその場所にいないといけないということはない。情報をつなげばよいのではないか。

##### ■委員

今の意見に対して懸念がある。高齢者は知識が少ない上に経験も少ない。“少し相談にのってあげる”くらいの窓口を用意すべき。そうした人たちへの補完をしながら進めていく必要がある。当面相談窓口を比較的重視すべき。

##### ■委員長

情報をつなぐという点では矛盾していない。デジタル化で対応する部分は利便性であり、気持ちの交流、コミュニケーションはリアルな対話が必要という認識である。市民センターなどの相談窓口は必要。

##### ■委員

デジタル化はセキュリティに問題がある。データ漏洩、改竄など。我々素人が考える以上に問題となっている。

##### ■委員

デジタル化として機械をおくのであれば、利便性の高い場所に置いていただければよい。高齢者の多い地域であり、高校生に、「高齢者のみなさんに、パソコンや携帯の使い方のアドバイスについて少しずつでもいいから手伝って」とお願いしている。セキュリティの問題については、少し調べようと思っても個人情報教えられませんか拒否されてしまうことがあり、どこまでが個人情報であるかなど難しい問題である。

##### ■委員長

高齢者のデジタルリテラシーにも対応されているという貴重なお話である。セキュリティという一方で災害等の時、地域活動の際の地域の人の情報が知りたいと思っても把握できない個人情報保

護の壁がある状況である。

■事務局

国全体としては2022年度までにマイナンバーカード取得という対応方針であるが、お年寄りには申請手続きが難しいという実情はある。

今、マイナンバーにより、健康保険証、運転免許証等、住民票等が不要となるなどの事務手続きの簡素化が将来的にはできるといわれている。制度ができれば申請行政の手続き自体が簡易となる。そういうことを含みぜひマイナンバーの取得推進をお願いしたい。

■委員長

高齢者の方には手続き申請、暗証番号等々、対応が複雑で利用しづらい面が現状ある。行政としてはどのように対応を想定しているか。

■事務局

ご指摘のとおり使いにくい部分がある現状は認識している。今はご本人が来ないとできないという状況にあるが、窓口にはいらしていただければ対応できるようにしておきたい。

■委員長

行政窓口においてはデジタルリテラシーのことは非常に大切であり、「高齢者」だけのことでない。報告書にもぜひ盛り込んでいただきたいと思う。

■委員

相談機能についての質問ということであるが、機械の使い方についてなのか、どういう相談が必要なのか、教えていただきたい。

■委員長

行政窓口サービスに関して、生活面での経済的支援や子ども、保育園、学校など生活に関わる行政サービスがあるかも含め、相談するという事ではないか。

■委員

スマホでやりたいことはあるがどこをどうすればよいかかわからないが、知らないだけで、少し助言があればすぐできるという例が高齢者の場合多い。難しい内容の相談ではない。iPhoneとアンドロイドの違いなどもある。成瀬コミュニティセンターでは、iPhoneとアンドロイドの相談できる人がいて気軽に相談できる場所をつくり、スマホに慣れる場を設けたい。近くにある成瀬高校の高校生に、月に数回センターに来てもらってスマホ操作について応援してもらおうとしている。デジタル化するにはそういうことが必要。知らない人のために相談窓口を置いてあげるようにするとやり易いと思う。

■委員長

集会施設などでは若い人がアドバイスするのも良い。デジタルの相談に地域の若い人を取り込んでいくというのはよいアイデアだと思う。

■委員

デジタル化ありきで考えなくてはいけないと思う。パソコン等の操作方法について、携帯電話会社からの申し出で、無料の講習会が開かれている。こういった形のを町内会で活用していくなども一つの方法である。

■委員長

集会施設についてはどうか。どういう取り付け備品があるか、どういう施設があるかわからないという話があった。学校は方向性としてはいけそうだ。民間事業者との協働、NPO 等との連携、また前回では利便性、場所をどうするか、駐車場が必要という指摘もあがった。

#### ■委員

相原地区では子どもセンターや市民センターなど場所によって使える年齢が限られているというのが一つの問題ではないかと考えている。また、センターの利用時間について、12時から13時がお昼休みで閉められるため長く続けて使えない、いったん出なければいけない、という状況があった。こうした縛り事による使い勝手を検討改善していくことでみんなが使えるものになってくれば利用状況が変わってくると思う。

少し前の事例だが、センターを利用したいと申し込んだときに、学校関係は使わないでくれ、学校を使ってくれと言われたことがあったという。使い方のきまり、枠があるのかどうか、改めて確認したい。

#### ■委員長

ルールの指摘について、いかがか。

#### ■事務局

現状では、使い方は午前、午後、夜間というすみ分けにしている。利用状況を確認しながら検討していた時期があった中で、他の施設で時間単位に区切った利用を行った際になかなか利用が伸びなかった。今の午前／午後という時間割は利用状況にあっているのではないと思われる。学校利用等利用制限は特に設けていない。携帯会社の講習会も入ってきているが、民間企業として直接販売することは違うと申し上げている。「教えます」という講習会内容のものであれば利用可能なシステムとしている。

#### ■委員

子どもセンターの利用状況について、現状相模原市の人の利用が多い。無料ということが使いやすい最大のメリットとなっているのではないと思われる。

#### ■事務局

今、夜間利用の学割制度を行っている。18歳以上という制限はあるが、学生の方によるサークル活動等での夜間利用などを各学校に働きかけをしている。

学校関係が使えないということであるが、サークル活動の人は市民センターしか場所がなく使えないという状況がある。そういった中で、できれば学校関係は学校を使っただけだとそれぞれが活動できるという気持ちからの説明であったかもしれないが、説明が足りなかったかもしれない。使えないというルールはない。

#### ■委員

基本的には登録利用団体しか使えないため、成瀬コミュニティセンターでは高齢者が多く使っているところを多世代が使えるよう、フリースペースを作り、誰でも使えるようにした。グラウンドはゲートボール利用を月金の午前中だけにして、午後は子ども達に開放したところかなり利用が伸びた。利用するためのルール、登録団体の制約がある中で、各センター、コミュニティセンターのフリースペースで大人たちが1時間程度会合し、子ども達はゲームをする等、うまく共存している。

#### ■委員

縛りをどれだけ緩めるか。それにより現状のままであっても利用する人が増えることも可能ではないか。

■委員長

登録団体に言及あったが大切なことではないか。フリースペース利用以外で登録が必要かというのはいかがか。

■事務局

登録団体は優先予約ができる、個人では優先予約後、予約可能の流れとなっている。市の施設は飲食禁止となっているが、今実験的に一部飲食を認めている。公的な場なので当然お酒はだめだが、お菓子等であれば許可している。

■委員長

今後の飲食での課題、見込みはいかがか。

■オブザーバー

現在、飲食については特段の問題は発生していない。今はコロナ禍対策のため飲食は避けてもらう時期としているが、問題となっておらず、むしろ使っていただきたいと考えている。

■委員長

団体利用と一般（個人）利用で予約に差を設けているのか。

■事務局

団体予約は通常2ヶ月前だが、ホール利用は3ヶ月前としている。8日間優先予約期間があり、その後個人予約が可能としている形である。

■委員長

今後の施設のあり方として、予約がなくても使えるフリースペースは賑わいを持てるし、多世代が接点を持ちコミュニケーションの発展もあり得るかと思うが、事務局としてはどのような認識か。

■事務局

ルールに縛られ使いにくいという指摘があったが、各市民センターでは現状午前、午後、夜間の括りにしている。ずいぶん前に保育室が必要との話があり、会議室を保育室として無料で貸し出すルールに変えたことがある。最近では空いている部屋はお子さんのフリースペースにするという市民センターも出てきている。ルールは変えられるものなので、「こういう利用ができるのではないか」という検討において、若い世代が夜までいられるのがよいのかといった問題はあるが、何もせず変わらないというのではなく、センターの活用、フリースペースによるコミュニティの活性化など賑わいを作るといふ点では、せつかくある施設なので活用していただくことが大切で、変えられないということはないと考えている。行政側として「変わっている」ということがなかなか説明しきれていなかったこともあったかもしれない。

■委員長

フリースペースの活用は一つの有効な方法。例えば南市民センターでの利用はどうか。

■オブザーバー

南市民センターでは広くないがフリースペースがある。今、コロナ対策があり、利用コントロールが難しくフリースペースをなかなか活用いただけない状態となっている。

■委員

フリースペースに関して、18歳までは子どもセンター、お年寄りには市民センターに集まるイメージ。子どもセンターがきっかけで様々な活動に参加してきた若者が町田から離れてしまい、もったいないと思う。制約がなくちょっとした機会があればフリースペースなどでいろいろな企みが生まれてくるのではないかと。若い世代は貴重な戦力になると思うので、きっかけとしてフリースペースが一つあれば使い方が生まれ、集会施設としての意味はそれだけでもあるのではないかと。

#### ■委員長

大学生に使ってもらおうセンター、大学生に運営も手伝ってもらおうセンターというのは良いアイデア、候補だと思う。フリースペースがあることだけで良いのか、大学生をターゲットにした施設なり利用方法を用意した方がよいのか、手伝ってもらおう場を用意するきっかけを生む方向を目指すのにアイデアはないか。

#### ■委員

ボランティアという感覚でちょっと運用を助けるという形で参加する。大学生になると市内に留まるということがあまりなくなってくるが、そういう機会があれば情報をシェアして、市政を知るところを入口に利用をつなぎとめていくことの可能性があるのではないかと。

#### ■委員長

センターの運営ボランティア、運営インターンシップといった形で若者に手伝っていただく、そうすることで友達にも来てもらうということで輪が広がる、情報やつながりが伝わっていく可能性がある。

#### ■委員

センターを使う時に利益の発生する行為、団体の使用は禁止されているが、センターを活性化・活発化させようというときにそのルールは改正されるだろうか。例えば勉強や体操等など教室の類で月謝をとるといった民間利用の想定は検討に含められないか。

#### ■オブザーバー

基本的に教室の開催・主催する側で月謝をいただきますよという団体の活動はできないことになっている。ただし、例えば合唱のサークルがあって、講師、指導者を招くと言う活動はよく見かけている。

#### ■事務局

とてもわかりにくい話になっていると思うが、これから市民センターが変わっていく中で、民間が入る余地があるかどうかということだと思う。行政財産、公的な目的で保有している建物なので、そうではない利用をすることに対して一定の整理は必要であると思うが、さまざまなことが実施可能となってきたと考えられる。

#### ■委員長

市として利用規定はどうなっているのでしょうか。センターで違うのか。

#### ■オブザーバー

貸出施設に関する条例とか規則、統一したルールがある。

#### ■事務局

基本的には、完全に利益を求めるのは現在もダメである。ただし、会社の会議・研修などは今は利用可能としている。利益そのものにつながる会合でなければ会社であっても利用可能であると変更

はしている。具体的な内容については条例や規則等で定めている。

■委員

ポプリホールに関心があるので説明してもらいたい。市の施設だが市民センターとは違う位置づけになっていると思うが、大変利便性が良く、利用者もいきいきして、飲食もできる。あれが施設の有り様ではないか。

■事務局

ポプリホールは市民センター等とは別の文化施設である。そこはおさえていただきたい。

■委員

NPO 法人が使う場合はどうか。政治団体等はいかがか。

■事務局

通常はできない。基本的に明らかな政治活動、政治団体、宗教団体はお断りしている。

■委員

営利目的に関しては一切貸し出ししないという流れに一応なっていることを確認したが、ここまでは良いという具体的なものが欲しい。アルコールはダメだがお弁当については若干緩くなっているような説明があったが、ゴミの問題もあるので、ある程度明確にしていきたい。

■委員長

緩めればよいというものでもない。ゴミは持ち帰りが原則か。現場でどうなるかは心配しておく必要がある事項である。

■委員

今まではソフト的な制約に関する議論が多かったが、ハード的な制約というのがあって、例えば指定管理者を導入しても、どうしても使い勝手が悪く、稼働率が上がらないという部屋が出てくるが、柔軟な形で使えるような間仕切りなどの工夫が必要ではないか。

もう一点、認知度の向上や交流を生むという意味でも民間の活用が視野に入ってくる。伸び悩みに対していろいろな自治体に対応している事業者を利用するなど、指定管理者や民間の在り方も含めるべきではないか。町田市はいろいろな自治体と接している中で、相互利用となっているものでは、民間活用の際の自治体間の費用分担が課題となるが。

PR については、民間事業者の方が行政よりも得意と思われ、例えば指定管理制度等、民間事業者を取り入れ、認知度向上を図ることも検討できるのではないか。

■委員長

次回検討委員会の確認。報告書の素案を文書の形で作っていく予定となる。具体的方策の資料を作ってもら。素案のたたき台をつくってもら。たたき台に各委員の意見を反映していく。

#### 4 その他

○特になし。

以上